

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号アからウまで以外の部分を次のように改める。

非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

第2条第4号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて

特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める事由に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第10条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第15条の表中第3条第4項の項を削り、第4条第1項、第2項及び第4項の項中「算出率」を「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)」に、第15条第2項第2号の項及び第26条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の表中第4条第4項の項を削り、第5条第1項、第2項及び第4項の項中「算出率」を「勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)」に改める。

第22条の2の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則中第10項を第12項とし、第6項から第9項までを2項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の見出し及び2項を加える。

(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る給料の特例が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

6 育児短時間勤務職員に対する一般職給与条例附則第23項又は教育職給与条例附

則第14項の規定の適用については、これらの規定中「)とする」とあるのは、
「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同
条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 7 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第23項又は教育職給与条例附則第14項の規定の適用を受ける場合における第19条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第6項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第10条、第15条、第16条、第22条の2、第23条及び第24条の改正規定並びに附則の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 熊本市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第3項及び熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第3項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員であって地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第17条の規定による短時間勤務をしているものについて準用する。
- 4 地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の第23条第2号及び第24条第1項の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(提出理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。